

## 基本労務契約（抜粋）

### 第7章（抜粋）

#### C節 傷病休暇

##### 1 資格の取得及び休暇の期間

a すべての従業員は、業務上の傷病について、傷病休暇をとることができるものとする。ただし、この場合において、その休暇は、その従業員の雇用期間を超えては与えられない。常用従業員及び試用期間従業員は、業務外の傷病について、傷病休暇をとることができるものとする。

b 従業員は、その職務の遂行が不能な場合には、継続して90日以内の傷病休暇を与えられ、その期間、通常の給与及び適用される諸手当を支給されるものとする。

##### 7 診断書

従業員は、病気のため1日以上欠勤した場合には、傷病休暇として認められるため、出勤後直ちに医師の診断書を提出しなければならない。その診断書は、一応その病気の十分な証拠とみなされるものとする。

#### 整復師診断書不可の根拠

今度の整復師医療受診者の傷病休暇（有給休暇）のための診断書について、整復師診断書不可根拠は「基本労務契約第7章C節7診断書」で、ここには「医師」のみで「整復師」が欠落しているという訳です。